

伊丹市立笹原小学校 P T A 規約並細則

令和 5 年 4 月

伊丹市立笹原小学校 PTA 規約

第 1 章 総則

- 第 1 条 (名称及び事務所) 本会は伊丹市立笹原小学校 P T A と称し、事務所を伊丹市南野 6 丁目 5 番 33 号伊丹市立笹原小学校内に置く。
- 第 2 条 本会は、家庭及び学校と相協力して児童の福祉を増進し民主教育の推進をはかり、社会文化の向上発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的達成のために次の各項実行に努める。但し、教育権確立のため、学校管理に干渉せず、又、宗教及び政治活動も行なわない。
1. 会誌、会報、刊行物の発行
 2. 学校教育環境の整備に協力する
 3. 講習会、研修会、講演会及び見学等の開催
 4. その他、前条の目的達成のために必要な事項

第 2 章 会員

- 第 4 条 (会員資格) 本会会員になることのできる者は、本校在籍児童の保護者及び本校に勤務する教職員とする。相談役に就任する際、児童が在籍しなくなった前任会長、前任副会長を特別会員とする。
- 第 5 条 (資格の発生と喪失) 保護者は本校に児童が入学又は転入した日をもって加入でき、本校を卒業又は転出した日に退会する。教職員は本校に着任した日をもって加入でき、教職員が退職した日又は本校から離任した日に退会する。
1. 保護者については児童が属する家庭を、教職員については個人を単として、一家庭又は一個人を一会員として換算し、その合計を会員数とする。同一家庭内に複数の児童が属する場合、その家庭は一会員として取り扱う。
 2. 加入退会は任意である。会員継続が困難な場合、書面にて任意形式で当会に提出し役員会で審議の上、休会、退会の承諾を得なければならない。
 3. 休会の期間中は会員としての義務は一時休止とし、会費は支払うこととする。
- 第 6 条 P T A 会員は本会の目的を達成するための事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を有する。

第3章 執行部役員

第7条 本会は、次の執行部役員(以下、役員とする)をおく。

- | | |
|--------|----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 4名 |
| 3. 書記 | 2名 |
| 4. 会計 | 2名 |

第8条 役員の仕事は次のとおり定める。

1. 会長は、本会を代表し、総会、委員総会、運営協議会、役員会を招集し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会務を代理する。
3. 書記は、会合の案内、会場準備、活動状況の記録及びその保管にあたる。
4. 会計は、会費、寄付金その他の事業収入金等の受入れ、経費・支出会計処理を行ない、会計帳簿の管理・保管をする。

第9条 役員は次のとおり定める。

1. 役員は、役員・委員選出細則によるものとし、総会の承認により決定就任する。役員は就任した日より原則2年とし、毎年半数を改選するものとする。但し、再選は妨げない。
2. 役員を務めた者は本会所属期間中、全ての委員の任を免除する。但し、本人の承諾のある場合はこの限りではない。

第10条 本会は、校長、教頭を顧問とし、会長は会の運営につき常に顧問と連携、協議する。

第11条 本会は、前任会長、前任副会長を相談役に選任し、相談役は役員に求めがあれば、役員会、運営協議会、委員総会、総会に出席し、意見を述べることができる。

第4章 委員

第12条 本会は、役員・委員選出細則により、会員の中より委員を選出する。

第13条 委員は、本会の事業を分担し、相協力してその推進をはかるため部会委員会細則の定めに従い、部会及び委員会を組織する。

第5章 総会

第14条 定期総会は、毎年1回、年度初めに開催する。
臨時総会は、必要に応じ委員総会の承諾を得て、会長が招集し開催する。

- 第 15 条 次の事項は、定期総会に報告し、承認を得なければならない。
1. 前年度の事業並びに収支決算
 2. 役員を選出
 3. 本年度の事業計画並びに予算
 4. その他、必要と認めた事項
- 第 16 条 次の事項は、総会に提出 2 分の 1 以上の賛成を得なければならない。
1. 本規約の変更
 2. 会費の変更
- 第 17 条 総会の定足数は、会員家庭数の 3 分の 1 とし(委任状を含む)、議決は出席会員の多数決による。
可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
投票議決権は、1 家庭につき 1 票とする。
議長は、総会において、その都度選出する。

第 6 章 会議

- 第 18 条 本会は、総会の他に次の会議を開催する。
1. 役員会
 2. 運営協議会
 3. 委員総会
 4. 部会
- 第 19 条 役員会は、第 7 条の役員及び第 10 条の顧問をもって構成する。
- 第 20 条 運営協議会は、第 7 条の役員、第 10 条の顧問、第 13 条で組織した部長、副部長をもって構成する。
1. 運営協議会は、必要に応じて、会長が招集し開催する。又、会長は構成員の 4 分の 1 以上の要求があったときは、運営協議会を招集し開催しなければならない。
 2. 運営協議会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、その議事を開くことはできない。
 3. 運営協議会は、次のことを行なう。
 - (1) 第 3 条に規定する事項の企画、立案
 - (2) 委員総会の原案作成及び準備
 - (3) その他重要事項の企画
 4. 運営協議会の議決は、出席者の 2 分の 1 以上で決定する。
 5. 緊急を要する事項については、委員総会に代わってこれを処理することができる。但し、次期委員総会において報告しなければならない。
- 第 21 条 委員総会は、委員全員をもって構成する。
1. 委員総会は、年 2 回会長が招集し開催する。又、会長は構成員の 4 分の 1 以上の要求があったときは、委員総会を招集し開催しなければならない。

2. 委員総会は、構成員の2分の1以上（委任状を含む）が出席しなければ、その議事を開くことができない。
3. 委員総会は、次のことを行なう。
 - (1) 第15条の総会議決事項の議案の作成
 - (2) 第18条第4項に定める部会の設置、改廃に関することを審議決定する。
 - (3) 第20条第5項の報告事項の承認。
4. 委員総会の議決は、出席者の2分の1以上で決定する。

第22条 本規約第18条の部会並びに各委員会の構成、目的及び活動は部会・委員会細則の定めに従う。

第7章 会計

第23条 本会の経費は、会費、寄付金、及び事業収入金等をもってこれに充てる。

第24条 会費は、在籍児童及び教職員1人につき200円を毎月徴収する。

1. 笹原小学校と当会において徴収事務の委任契約を交わし学校徴収金と併せて指定月に所定の金融機関から引き落とす。
2. 転出・退会の場合、既納の会費は返還しない。

第25条 会費以外に費用を徴収するときは、本規約第16条の定めにより、総会の議決を得なければならない。
但し、紙面投票による会員家庭数の3分の2以上の賛成をもって総会議決に代えることができる。

第26条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

1. 当期の決算において剰余金が生じた場合は、次年度会計へ繰り越すこととする。
2. 年度替りにおいて新年度予算未成立の場合は、新予算が成立するまでは前年度予算に準じて収支する。

第8章 会計監査

第27条 会計監査は、役員・委員選出細則により選出する。

第28条 会計監査は、年2回財務書類を監査し、定期総会において監査報告をする。

第9章 個人情報保護

第29条 (個人情報保護規定) 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱細則」に定め、適正に運用するものとする。

第 10 章 運営

- 第 30 条 本会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限り、運営協議会の決議を得て定めることができる。細則を作成又は改廃した場合は次期委員総会、総会にて報告しなければならない。
- 第 31 条 本規約は、第 16 条及び第 17 条の定めにより、総会決議がなければ改正することができない。又、改正案は、総会の前日までに全会員に通知せねばならない。
- 第 32 条 災害時、緊急時の場合、役員と顧問、学校側と協議して、その年度の P T A 活動の変更や中止および P T A 会費の運用について決定することができる。
- 第 33 条 本規約についての疑義は、役員会の解釈に従うものとする。
- (附則) 本規約は、昭和 42 年 4 月 1 日より施行する。
- (附則) 本規約は、一部改訂し、平成 29 年 4 月より施行する。
- (附則) 本規約は、一部改正し、平成 30 年 4 月より施行する。
- (附則) 本規約は、一部改正し、平成 31 年 4 月より施行する。
- (附則) 本規約は、一部改正し、令和 2 年 4 月より施行する。
- (附則) 本規約は、一部改正し、令和 5 年 4 月より施行する。

伊丹市立笹原小学校 PTA 役員・委員選出細則

本役員・委員選出細則は、規約第9条、第12条、第27条の規程により作成したものである。

第1章 執行部役員

- 第1条 執行部役員（以下、役員とする）の選出は、会員の中より自薦、他薦を問わず候補者を募り選考部を中心に行う。
- 第2条 役員経験者は、原則として役員・委員選出細則第20条、第21条の永久免除とするが、本人の意向を尊重し承諾ある場合は選考対象とすることもできる。
- 第3条 役員は、それぞれ本人の承諾を得て決定とし、予定者とする。
- 第4条 役員会、運営協議会、委員総会での承認を得て、定期総会において報告し、会員の承認を得る。
- 第5条 会計監査及び相談役は、特別執行部役員とする。
- 第6条 会計監査は、役員で協議の上、会員中よりその予定者を委嘱し、役員会、運営協議会にて報告、委員総会での承認を得て、定期総会において報告し承認を得る。
- 第7条 相談役は、規約第11条に則り、前任会長、前任副会長が就任する。任期は原則1年とするが、事情により延長もあり得る。

第2章 委員

- 第8条 規約第4章 第12条により、保護者会員の中より学年委員を選出する。平等性を期すために1児童につき1回とし、兄弟姉妹で児童がいる場合は必ず上の児童から学年委員になり本会の活動に参加、協力をいただくものとする。
- 第9条 規約第4章 第12条により地区ごとに保護者会員の中より地区委員を選出する。地区委員は、愛護部会を組織し所属する。地区委員選出は第16条に基づく。
- 第10条 1児童につき6年生時までには学年委員、地区委員に選出されなかった保護者会員は、笹っこサポーターとして学校、地域、関連団体行事等のお手伝いに協力、参加して頂くものとする。
- 第11条 学年委員選任は、新年度も会員資格のある保護者に立候補者を募り

選出する。

第 12 条 第 12 条にて 1 年～5 年は 3 学期に次年度学年委員立候補者を募り、次のとおり学年委員選出会を行う。
新 1 年は新年度に立候補者を募り、学年委員選出会を行う。

1. 立候補者が定員数を超えた場合、学年委員選出会にて候補者間でクジ引きで決定する。
2. 立候補者が定員数を超えない場合、立候補者全員を学年委員とする。定員を不足している分は、全会員より免除者を除き作成した学年委員選出対象名簿の中から、学年委員選出会にてクジ引きで決定する。クジ引き選出後の辞退、免除申請は受付けない。免除の申請については第 21 条のとおり。

第 13 条 クジ引きは、当日参加された方より先にクジ引きをする。

第 14 条 委任状提出者については、当日参加された方の後、代理者(議長)によつてのクジ引きとする。委任状は、決定を委ねるものであり結果に従うものとする。

第 15 条 規約第 4 章 第 13 条により部会、委員会を組織、構成する。
学年委員の各部選出は以下の通りとする。
選出人数については、在籍児童数等を考慮して役員で協議する。

1. 学年部は、1～2 年生の低学年部、3～4 年生の中学年部、5～6 年生の高学年部の 3 部制とする。又、学年部は 1～6 年生保護者会員より 24 名以上選出する。
2. 専門部は、教養部及び広報部及び、保健体育部及び、選考部から構成される。又、専門部は、1～5 年生保護者会員より 32 名以上を選出する。

第 16 条 地区委員(愛護部)は、地区ごとに在籍児童数によって原則 6 年生保護者会員より 1～2 名を選出する。
但し、地区事情により 5 年生以下保護者会員がなることもあり得る。
選出方法は、免除者を除く学年委員未経験者から優先して選出する。その他、他の兄弟による地区委員の経験などを考慮して、相談すること。
選出方法の詳細については各地区に委ねるものとする。

第 17 条 各部補欠者を 2 名以上選出する。

第 18 条 各委員の任期は、1 年とする。

第 19 条 選考部は、11 月末を目処に役員が決められなかった場合、会員中より候補者を再度募り、現役員、顧問、教職員代表 2 名、選考部立合いの下

候補者間で調整し決定する。

第 20 条 第 19 条にても決定に至らない場合は、現役員、顧問、教職員代表 2 名立会いの下、全会員より免除者を除き作成した役員選出対象名簿の中からクジ引きにて決定できるものとする。クジは、顧問が引くものとする。クジ引き選出後の辞退、免除申請は受け付けない。免除の申請については第 21 条のとおり。

第 3 章 免除

第 21 条 役員・委員免除については、役員・委員選出細則第 8 条、第 9 条による選出前までに一定の期間を設け申し出ることとし、免除規定に沿って役員で協議する。

第 22 条 役員・委員免除は下記の通り規定する。

1. 役員経験者（第 1 章第 3 条により原則永久免除）
2. 新年度 4 月 2 日時点で、4 歳未満の幼児がいる者。
3. 公私を問わず、幼稚園、中学校の執行部役員・委員内定者。
但し、保育所・高等学校を除く。
4. 妊娠及び病気（難病や日常生活に制限のある者）等で活動が困難と認められる者。
5. 役員で協議し、顧問との判断で免除妥当とした者。

第 23 条 各部正副部長は 6 年間、就任年度を含み、正副部長、正副委員長の任および執行部役員選出クジを免除とする。但し、本人の承諾がある場合はこの限りではない。

第 4 章 運営

第 24 条 選任された全ての役員、委員は、それぞれの任期を全うするよう、互いに協力し合い、本会の運営を責任を持って行なう。

第 25 条 活動を休止もしくは役職を退任（辞任）する必要がある場合、原則として役員は、役員会、運営協議会にて、委員は、運営協議会にて本人が申し出て説明し、2 分の 1 以上の賛成を得ること。

第 26 条 第 25 条の措置を取られない場合は、役員会、運営協議会にて協議し活動の休止の承認、もしくは進退を決めることができることとする。

第 27 条 委員に欠員が生じた場合は、運営協議会の協議を経て役員がそれぞれの選出母体より補欠者を選任補充する。役員に欠員が生じた場合、運営協議会の協議を経て、前の選考部を招集し、前の候補者の中から選任する。選考結果は、全会員に書面にて通知し、総会に代わるものとする。

任期は、役員、委員共に前任者の残任期間とするが、短い場合は兼務等で補充しない場合もあり得る。

- 第 28 条 欠員の処遇は、以下の通りとする。
1. 役員は 2 年、学年委員は 1 年の任期のうち、3 分の 2 以上の期間の活動を行っていない場合は、原則として免除除外とする。但し、災害時、緊急時の場合はこの限りではない。
 2. 当該年度の役員・委員名簿より、氏名削除となる。
 3. 必要に応じ、役員会、運営協議会で協議し、免除期間、役員・委員名簿削除の有無の決定も可能とする。

第 29 条 補欠選任者の待遇は、任期の期間により運営協議会で協議し決定する。

第 30 条 本細則の変更は、規約第 29 条の定めによる。

- (附則) 本細則は、昭和 42 年 4 月 1 日より実施する。
(附則) 本細則は、昭和 43 年 4 月 26 日より実施する。
(附則) 本細則は、昭和 45 年 5 月 4 日より実施する。
(附則) 本細則は、昭和 46 年 4 月 29 日より実施する。
(附則) 本細則は、昭和 47 年 4 月 29 日より実施する。
(附則) 本細則は、昭和 48 年 4 月 29 日より実施する。
(附則) 本細則は、昭和 50 年 4 月 1 日より実施する。
(附則) 本細則は、昭和 51 年 4 月 11 日より実施する。
(附則) 本細則は、昭和 52 年 4 月 1 日より実施する。
(附則) 本細則は、平成 4 年 4 月 1 日より実施する。
(附則) 本細則は、平成 6 年 4 月 1 日より実施する。
(附則) 本細則は、平成 15 年 4 月 11 日より実施する。
(附則) 本細則は、平成 15 年 11 月 7 日より実施する。
(附則) 本細則は、平成 26 年 4 月 1 日より実施する。
(附則) 本細則は、平成 28 年 5 月 6 日より実施する。
(附則) 本細則は、平成 29 年 5 月 1 日より実施する。
(附則) 本細則は、平成 30 年 5 月 2 日より実施する。
(附則) 本細則は、平成 30 年 9 月 14 日より実施する。
(附則) 本細則は、令和 2 年 10 月 20 日より実施する。
(附則) 本細則は、令和 5 年 3 月 7 日一部改正する。
但し、施行は令和 5 年 4 月 29 日より実施する。

伊丹市立笹原小学校 PTA 部会・委員会細則

本部会・委員会細則は、規約第 13 条、第 18 条、第 20 条及び第 21 条の規程により作成したものである。

- 第 1 条 委員選出については、規約第 12 条により役員・委員選出細則にて定めたとおりとす。
- 第 2 条 選出された PTA 学年委員は、学年部、教養部、広報部、保健体育部、選考部を組織し、委員はそのいずれかに所属しなければならない。
- 第 3 条 選出された PTA 地区委員は、愛護部を組織し所属しなければならない。
- 第 4 条 第 1 条及び第 2 条の部会の他に、選出された PTA 委員で必要な委員会を組織することができる。
- 第 5 条 各部会・委員会には、それぞれ正副部長 1 名、代表教職員 1 名もしくは 2 名を置く。正副部長は、各々の委員より互選にて選出する。代表教職員は、会長と顧問とで協議し、会長が委嘱する。
- 第 6 条 部長は、役員会の意に沿って、担当部会を統括し、副部長は部長を補佐し、部長不在時はこれを代理する。
- 第 7 条 各部会は、役員会及び運営協議会の指示、決定事項に従い、次のことを行ない且つ、その担当部門において、学校、地域、関連団体関係行事等に協力する。
1. 学年部は、会員意識を高めるため保護者と教職員との連絡や会員相互の親睦に努める。
 2. 教養部は、会員の教養向上のため、研修会、講演会、講習会等の活動を行ない、会員相互の親睦をはかる。
 3. 広報部は、PTA 活動を全会員に知らせ、広報誌等を通じ会員相互の意識向上をはかる。
 4. 保健体育部は、会員の保健知識の普及、校内の環境整備、児童給食の効果の向上又、スポーツ等を通じて会員の親睦を深める。
 5. 選考部は、会員の中より自薦、他薦を問わず候補者を募り、次年度執行部役員の選出にかかわる。
 6. 愛護部は、児童の登下校の安全見守りのほか、通学路の危険個所の改善活動やパトロール等を行なう。

第 8 条 委員は、全ての部会・委員会と相互親睦をはかり、本会の事業に積極的に協力しあい委員全員で推進する。

第 9 条 本会則は、規約第 20 条及び第 29 条の定めに従い、運営協議会の議決、委員総会の承認により変更できる。

第 10 条 本細則は、昭和 42 年 4 月 1 日より実施する。
本細則は、昭和 43 年 5 月 26 日より実施する。
本細則は、昭和 45 年 5 月 4 日より実施する。
本細則は、昭和 46 年 4 月 29 日より実施する。
本細則は、昭和 50 年 4 月 1 日より実施する。
本細則は、昭和 51 年 4 月 1 日より実施する。
本細則は、昭和 52 年 4 月 1 日より実施する。
本細則は、平成 4 年 4 月 1 日より実施する。
本細則は、平成 6 年 4 月 1 日より実施する。
本細則は、平成 11 年 4 月 1 日より実施する。
本細則は、平成 15 年 11 月 7 日より実施する。
本細則は、平成 26 年 4 月 1 日より実施する。
本細則は、平成 29 年 5 月 1 日より実施する。
本細則は、令和 5 年 3 月 7 日一部改正する。
但し、施行は令和 5 年 4 月 29 日より実施する。

伊丹市立笹原小学校 PTA 慶弔規程

PTA 会員の慶弔に関する贈与は、本規定の定めたところによる。

1. PTA 会員並びに児童の死亡の場合、10,000 円の香料もしくは供花を贈る。
2. 学校教職員の配偶者死亡の場合、5,000 円の香料もしくは供花を贈る。
3. PTA 会員並びに児童が 1 カ月以上入院した場合、申請により見舞金 5,000 円を贈る。
4. PTA 会員の結婚の場合、御祝金 5,000 円を贈る。
5. 学校教職員の転退職及び異動(学校申請による)の場合、3,000 円を限度とした記念品を贈る。
6. 上記に規定しない社会通念上の事態が発生した場合は、役員、顧問とで協議の上決定する。但し、運営協議会で報告せねばならない。
7. 電報の取扱いについては、祝電は原則として打たない。
弔電に関しては、遠方及び通夜・告別式に参列できない場合のみ打つものとする。
入園式、入学式、卒園式、卒業式等の行事については、役員のいずれかが出席できない場合のみ打つものとする。
その他、判断に迷う場合は役員で協議の上判断する。全て、運営協議会で報告するものとする。
8. 上記事項の給付を受けた者は、これに対する返礼は行なわないものとする。
9. 本規定は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

伊丹市立笹原小学校 PTA 個人情報取扱細則

本細則は、規約第 29 条の規定により作成したものである。

- 第 1 条 (目的) 伊丹市立笹原小学校 PTA (以下、「本会」という。) が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース (以下、単に「個人情報データベース」という。) の取扱いについて定めるものとする。
- 第 2 条 (責務) 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報保護に努めるものとする。
- 第 3 条 (管理者) 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。
- 第 4 条 (取扱者) 本会における個人情報データベースの取扱者は、運営協議会構成員と、管理者が任命した委員とする。
- 第 5 条 (秘密保持義務) 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 第 6 条 (収集方法) 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。
- 第 7 条 (利用) 取得した個人情報は、PTA 活動の目的のために利用する。
- 第 8 条 (利用目的による制限) 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 第 9 条 (管理) 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第 10 条 (保管及び持ち出し等) 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

- 第 11 条 (第三者提供) 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ず第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - (5) 笹原小学校への情報提供、第 7 条に定める通り
- 第 12 条 (第三者提供に係る記録の作成等) 個人情報を第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- 1 第三者の氏名
 - 2 提供する対象者の氏名
 - 3 提供する情報の項目
 - 4 対象者の同意を得ている旨
- 第 13 条 (第三者提供を受ける際の確認等) 第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- 1 第三者の氏名
 - 2 第三者が個人情報を取得した経緯
 - 3 提供を受ける対象者の氏名
 - 4 提供を受ける情報の項目
 - 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)
- 第 14 条 (情報開示等) 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第 15 条 (漏えい時等の対応) 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。
- 第 16 条 (研修) 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。
- 第 17 条 (変更) 本細則の変更は、規約第 30 条の定めによる。
- 第 18 条 本細則は、平成 30 年 4 月 1 日より実施する。

〒664-0865 伊丹市南野6丁目5番33号

伊丹市立笹原小学校PTA

メール sasahara.s.pta.s@gmail.com